

(2) 基準の仕組みと誘導策の方向性について

※ 編掛けは、第1回会議の議論を踏まえて追加した事項

<基準の仕組み>

- ・仕様規定は定めず、ガイドラインをつくる。
- ・最低限守るべき事項と望ましい事項を定める。

・各カテゴリーの必須事項

+

望ましい事項

<誘導策>

- ・優れた計画に対して表彰を行う。
- ・住宅事業者などの商品を型式認定する。
- ・伝統構法に対して助成金などの支援を行う。
- ・重点エリアを設け、誘導する。

<供給数の把握方法>

- ・ 事業者登録
新築等京町家の趣旨に賛同し、新築等京町家の供給にご協力いただける事業者を登録し、新築等京町家の供給数について、定期的に報告をもらう。登録事業者を市ホームページ等で紹介することにより、事業者のモチベーション向上につなげる。
- ・ 住宅を供給している事業者に対するアンケート調査
事業者登録をしていない事業者による新築等京町家の供給数をできるだけ把握するため、アンケート調査を行う。
- ・ 型式認定、登録又は届出制度
京都市から「新築等京町家」としてのお墨付きを希望される方に対応するため、商品としての型式認定や、個別建物の登録又は届出ができる制度を設ける。

<将来像>

新築等京町家を普及させることにより、以下のようなまちの将来像を目指す。

- ・ 歴史をたっぷり包み込んだ既存町家と町並みの美しさ、市民がもつ独特の美的感覚やくらしの知恵を活かせる、存在感や華やぎのある美しいまち。
- ・ 人とまちとつながり、だれもが安心して暮らせるまち